

科目2

放課後児童健全育成事業の 一般原則と権利擁護

科目2:放課後児童健全育成事業の一般原則と 権利擁護

ねらい

- 放課後児童クラブにおける育成支援の内容を理解している。
- 子どもの視点からみた育成支援のあり方について理解している。
- 育成支援の記録と職場内での事例検討の必要性について理解している。

主な学習内容

- 放課後児童クラブにおける育成支援の基本
- 育成支援の内容
- 育成支援における記録及び職場内での事例検討

1. 「権利擁護」の意味
2. 放課後児童支援員と倫理
3. 体罰について

1. 「権利擁護」の意味

1. 「権利擁護」の意味

権利擁護

当事者の尊厳と権利を保障するための支援や制度改善のこと

児童憲章（昭和26年5月5日）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。（以下略）

1. 「権利擁護」の意味

児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

1. 「権利擁護」の意味

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）

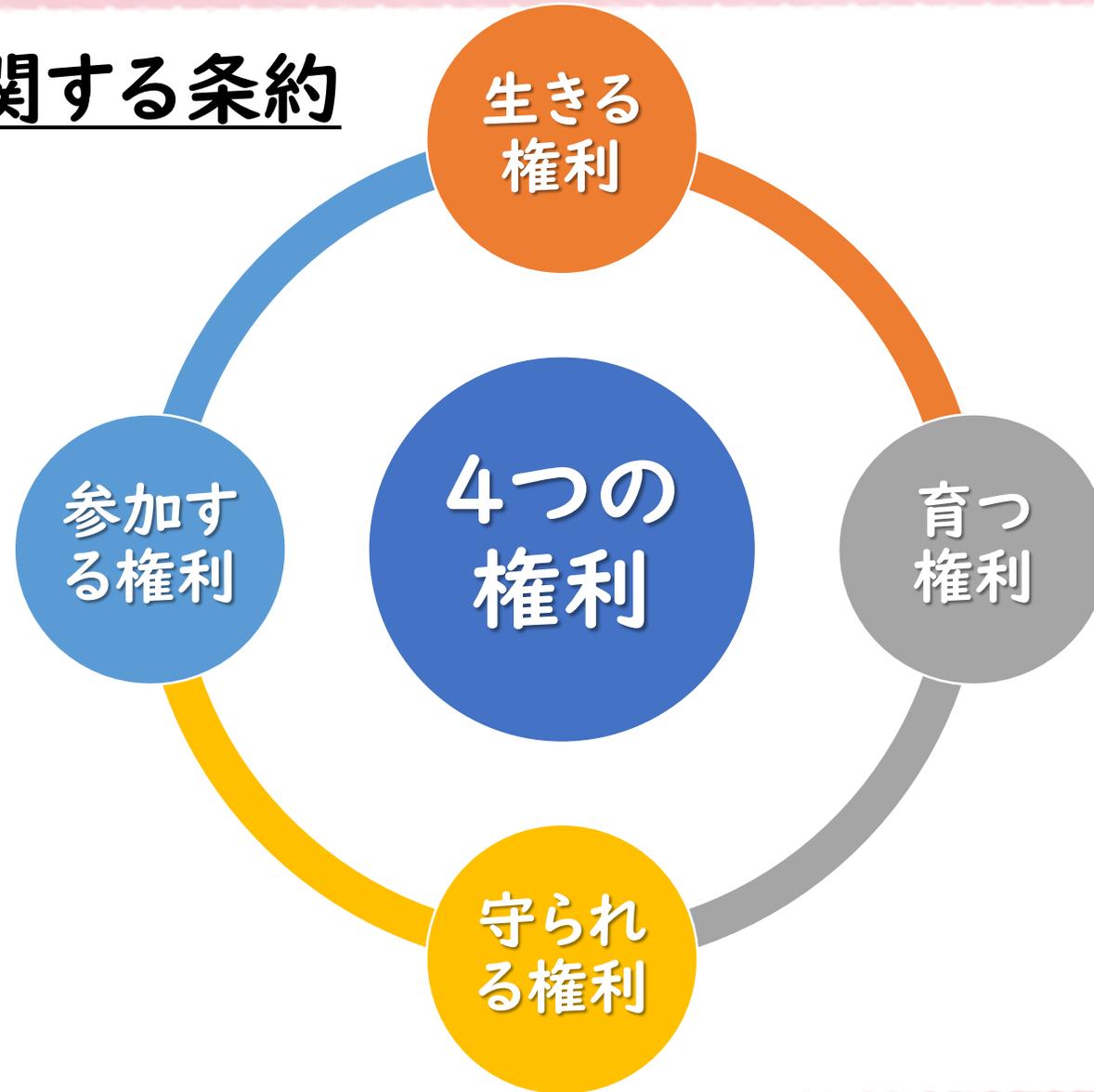
第2条 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。（以下略）

1. 「権利擁護」の意味

児童の権利に関する条約



1. 「権利擁護」の意味

児童の最善の利益

○児童の権利に関する条約 第3条 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。(以下略)

○児童福祉法 第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

⇒子どもの人権を尊重し、放課後児童支援員などの大人の利益が子どもの利益よりも優先されてはならない

1. 「権利擁護」の意味

児童福祉法 第33条10

この法律で、被措置児童等虐待とは、(略)(以下「施設職員等」と総称する。)が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童(以下「被措置児童等」という。)について行う次に掲げる行為をいう。

一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

身体的虐待

二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。

性的虐待

三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

ネグレクト

四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

心理的虐待

1. 「権利擁護」の意味

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

※児童福祉法第33条10第1項第三号

被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目2

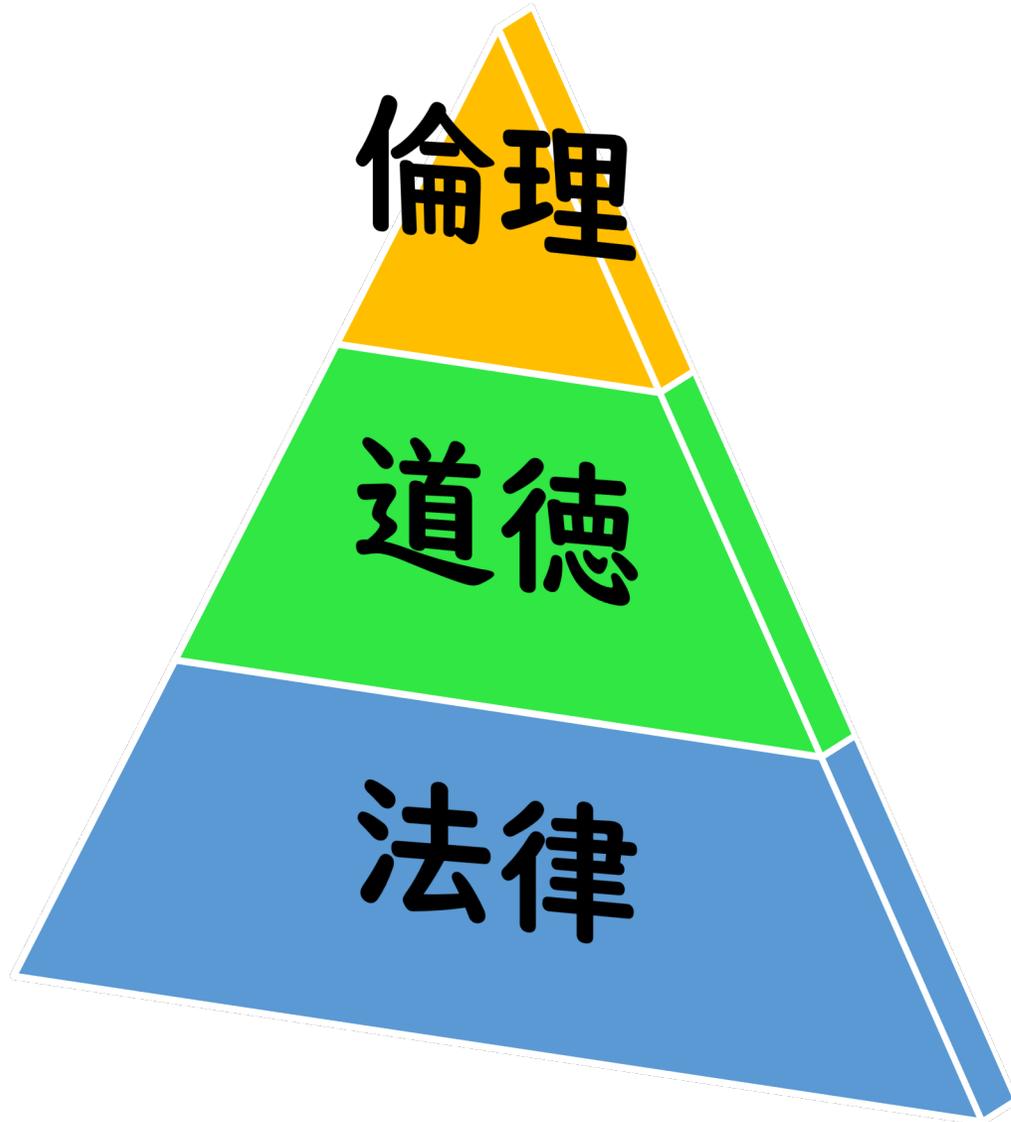
放課後児童健全育成事業の 一般原則と権利擁護

もくじ

1. 「権利擁護」の意味
2. 放課後児童支援員と倫理
3. 体罰について

2. 放課後児童支援員と倫理

2. 放課後児童支援員と倫理



○(専門職の)倫理・・・専門職自身が作成する固有の規範

○道徳・・・誰にでも求められる、一般的な意味での社会規範
(個人道徳と社会道徳)

○法律・・・社会の秩序を維持するために、人が実際に行う行為を規制する規範

2. 放課後児童支援員と倫理

職場倫理=そこで働く全職員に求められる倫理

放課後児童クラブ運営指針 第7章1(2)

放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

- 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- 守秘義務を遵守する。
- 関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

2. 放課後児童支援員と倫理

職場倫理の共有や遵守

【具体的取組】

- ・運営主体自身が学習し、職業としての倫理・法令とその理由を併せて知る。
- ・運営主体が率先して、倫理・法令遵守を履行する行動を評価する職場環境をつくる。
- ・放課後児童クラブを実施しているすべての事業所・職場で、倫理・法令を守ることを表明する。明文化して職場に掲示することや、全職員に配布するなどが考えられます。
- ・倫理・法令を守るためには心構えだけではなく技量・技術を身に付ける必要があることを明らかにして、研修や事例検討による学習を行う。
- ・定期的に事業と育成支援の内容を振り返る機会を設けるなどして、倫理・法令の遵守状況を継続して確認できるようにする。

2. 放課後児童支援員と倫理

職業倫理=資格に基づく職業上の倫理

【参考】児童厚生員・放課後児童指導員の倫理綱領（全国児童厚生員研究協議会）

私たちは、児童館・放課後児童クラブが、児童福祉法の理念を地域社会の中で具現化する児童福祉施設・事業であることを明言する。

私たちは、児童館・放課後児童クラブの仕事が、地域における子どもの最善の利益を守る援助者として専門的資質を要する職業となることを強く希求する。

そのため、私たちはここに倫理綱領を定め、豊かな人間性と専門性を保持・向上することに努め、専門職者の自覚と誇りをもってその職責をまっとうすることを宣言する。

1. 私たちは、子どもの安心・安全を守って、その最善の利益を図り、児童福祉の増進に努めます。

2. 私たちは、子どもの人権を尊重し個性に配慮して、一人ひとりの支援を行います。

2. 放課後児童支援員と倫理

3. 私たちは、身体的・精神的苦痛を与える行為から子どもを守ります。
4. 私たちは、保護者に子どもの様子を客観的かつ継続的に伝え、保護者の気持ちに寄り添って、信頼関係を築くように努めます。
5. 私たちは、地域の健全育成に携わる人々・関係機関と連携を図り、信頼関係を築くように努めます。
6. 私たちは、事業にかかわる個人情報適切に保護（管理）し、守秘義務を果たします。
7. 私たちは、子どもの福祉増進のために必要な情報を公開し、説明責任を果たします。
8. 私たちは、互いの資質を向上させるために協力して研さんに努め、建設的に職務を進めます。
9. 私たちは、地域において子育ての支援に携わる大人として人間性と専門性の向上に努め、子どもたちの見本となることを目指します。

(2013<平成25>年12月15日採択)※放課後児童クラブ運営指針解説書P184(参考情報)参照



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目2

放課後児童健全育成事業の 一般原則と権利擁護

もくじ

1. 「権利擁護」の意味
2. 放課後児童支援員と倫理
3. 体罰について

3. 体罰について

3. 体罰について

体罰等によらない子育て

○2020(令和2)年4月1日

改正児童福祉法施行

親権者等は、児童のしつけに際して、

体罰を加えてはならないことが法定化

○親以外の監護・教育をする権利を持た

ない者を含む全ての人について、

体罰は許されません。

2020年4月から法律が変わります!

体罰等によらない子育てを広げよう!

やめよう! たたく!

やめよう! どなる!

子どもへの体罰は法律で禁止されます。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいきましょう。

みんなで育児を支える社会に

詳しくは「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/1192000000000000000.pdf>

ご相談は まずはお住まいの市区町村の子育て相談窓口へ

虐待かもと思ったら
いちやく
189
児童相談所
虐待対応
ホットライン
24時間受付

厚生労働省

3. 体罰について

体罰などをしてしまう背景

【子どもの年齢や特性等に関わること】

- ・言葉で何度言っても言うことを聞かない、動いてくれない
- ・年齢に応じた発達・行動が見られない など

【保護者の心配事や負担感、孤独感等に関わること】

- ・自分の仕事や介護、家族関係等でストレスが溜まっている
- ・周囲に相談したり頼りにできる人がいない など

【保護者のこれまでの体験や周囲の言動等に関わること】

- ・自分自身もそうやって育ってきた
- ・痛みを伴わないと他人の痛みが理解できないと信じている
- ・愛情があれば叩いても理解してくれると言われてきた など



参考資料

○体罰等によらない子育てのために～ みんなで育児を支える社会に～

厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」とりまとめ（2020<令和2>年2月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>

○体罰等によらない子育てを広げよう！

厚生労働省作成パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/pamphlet.pdf>



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。